

福島県市町村支援プログラムの概要

I 趣旨

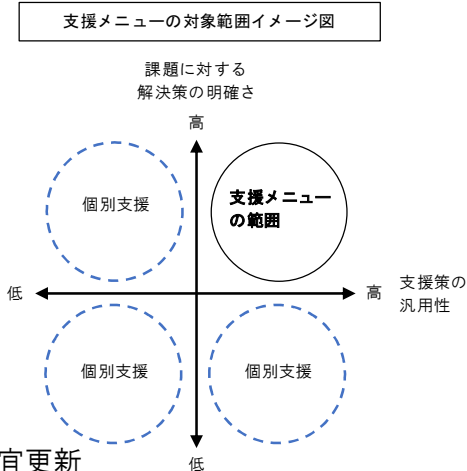
- 人口減少と高齢化が進む中、小規模自治体では、**安定した行政サービスの提供を維持することが難しくなる**ことも考えられる。
- 県には、広域自治体として、市町村が自立した行政運営を引き続き行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、**専門分野を中心に、これまでよりも積極的な支援を行い、市町村を下支えしていく必要がある。**

II 市町村支援の基本的な考え方

- 市町村固有の課題とその解決策について、**市町村と対等な立場**で協議・検討をし、必要な支援を行う。
- 市町村の**自立を確立する取組**に対し支援を行う。
- 市町村で解決することが効率的ではない**専門分野や高度な技術を要する分野**で支援を行う。

III 市町村支援の具体の取組

- 新たに支援策を講じるとともに、市町村がそれぞれの実情に応じて活用しやすいよう、既存のものも含め県の支援策全体を**集約**して一覧にし、「分野別」・「形態別」に整理（メニュー化）。
- 県の人的・財政的資源を有効活用するため、**複数の市町村の連携により解決を図る取組**など、**支援効果の高い取組を行う市町村を優先的に支援。**
- 支援メニューの対象範囲は、**課題の解決策が明確で、解決に向けた支援策が多くの市町村に当てはまるもの**（県による市町村支援の一部）。
※ 特定の市町村限定の支援等は、引き続き、個別に対応
- 支援メニューは、市町村の意向等を踏まえ適宜更新



IV 推進体制・役割分担

【行財政改革推進本部市町村支援推進部会】

- ・ 支援対象市町村の決定
- ・ 支援メニューの見直し

【行政経営課】

- ・ 市町村行政課及び部局担当課との総合調整

【市町村行政課】

- ・ 復興支援・地域連携室及び部局担当課との総合調整

【各部局等担当課】

- ・ 支援メニューの活用に向けた相談・支援
- ・ 支援メニューに基づく支援の実施
- ・ 新たな支援のメニュー化に向けた検討
- ・ 個別支援の実施・検討

【復興支援・地域連携室】

- ・ 支援メニューの活用に向けた相談・支援
- ・ 市町村の課題解決に必要な支援の実施

V プログラムの運用

【支援メニューの活用】

- ①市町村へ活用希望照会 ⇒ ②支援対象市町村決定 ⇒ ③支援実施
- ※支援メニューによっては随時申し込みも可能。

【支援メニューの更新】

- ①市町村へ更新希望照会 ⇒ ②庁内調整 ⇒ ③支援メニュー更新